

令和7年度心臓リハビリテーション設備整備事業の実施について

令和7年度心臓リハビリテーション設備整備事業の公募については、神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、次のとおり取扱うこととする。

1 事業目的

心臓リハビリテーション（以下、「心リハ」という。）の実施医療機関を増やすため、医療機関に対して機器整備費の経費を補助する。

2 選定基準

予算の範囲内で、下記の順で医療機関を優先的に選定することとする。

- (1) 新規医療機関（心リハ施設基準の届出がされていない既存医療機関も含む）
- (2) 二次保健医療圏における人口10万人当たりの心リハ医療機関が少ない地域の既存医療機関
- (3) 運動負荷装置等を増設する医療機関

3 添付書類

(1) 申し込み時

ア 補助年度の前年度を含む4年度分の心臓リハビリテーション実施件数（延べ）報告書（例：令和7年度に補助を受ける場合、令和6～9年度分）

イ 見積書の写し

※申し込みを受け、「2 選定基準」に基づき、選定を行い、結果を通知します。

なお、県から交付申請依頼があった医療機関は、要綱に定める書類を提出してください。

(2) 実績報告時

ア 要綱に定める書類

イ 新規施設は補助年度内に施設基準届出で認可されたことを証明できる書類

ウ 「別紙5-2 2. 設備整備内訳」の内容を証明できる書類（補助対象の品目すべての請求書、納品書等の納品が確認できる資料等）

※納品書及び納品が確認できる資料には、必ず担当者印、検収日、検収した旨を記載してください。

※心臓リハビリテーション実施件数（延べ）報告書は、補助年度含め3年間、翌年度の4月30日までに提出してください。

4 対象機器

補助の対象となる機器は、次のとおりとする。

- (1) 心リハ施設基準に規定する運動負荷装置（トレッドミル、エルゴメーター）及び運動負荷試験装置（心リハ施設基準に規定するものに限る）
- (2) (1) の導入に係る設置費、運搬費（保守及び補償に係る費用は対象外）

5 補助金額

補助率 1/2

1 医療機関当たり 450 万円（上限）

6 その他

- (1) 本事業の補助は一度限りとする。
- (2) 事業を実施するために調達するものは、心リハのみに使用することとし、原則として一般競争入札によるものとする。要綱（特に第 5、6、9 条）を熟読のうえ、事業を実施すること。
- (3) 補助を受けた医療機関は、心臓リハビリテーション実施件数（延べ）報告書を、補助年度を含め 3 年間、翌年度の 4 月 30 日までに報告すること。
- (4) 申請をもって、心リハ実施件数に関して、県が国保連合会等にレセプト件数等の確認をすることに同意を得たこととみなす。
- (5) 補助した後においても、補助翌年度以降の心リハ実績が確認できない場合は、補助金の返還が必要になる場合がある。
- (6) 希望多数の場合は、補助年度の調整を行う場合があるほか、補助できない場合がある。
- (7) 令和 8 年度事業希望調査で令和 8 年度の補助見込数に達した場合は、令和 8 年度の公募は実施しない。（令和 8 年度の事業実施については、予算の議決を前提とする。）
- (8) 令和 7 年度の補助対象者の決定は 7 月頃の予定。令和 8 年度については予算が議決されれば、補助対象者の決定は 7 月頃の予定。どちらも決定通知の前の購入は補助対象外とする。
- (9) 当該補助を受ける場合、対象経費について国や県の補助金等を重複して受けている場合は対象にならない。

6 提出・問合せ先

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課

がん・循環器対策グループ 今井

電話 045-210-4780

提出先 E メールアドレス jyunkanki.y3rk@pref.kanagawa.lg.jp